

別紙

業 務 仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、三重県警察学校厨房設備機器保守点検業務について適用する。

2 業務名

三重県警察学校厨房設備機器保守点検業務

3 履行場所

三重県津市高茶屋四丁目2750－1 三重県警察学校

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間

5 点検機器及び数量

- (1) ガススチームコンベクションオーブン（1台）
（型式）C S V－G10 （株）コメットカトウ
- (2) ガス煮炊釜回転式（3台）
（型式）G H S L 4－23D、26D、28D 服部工業（株）
- (3) ガス自動炊飯器（2台）
（型式）F R C14D （株）フジマック
- (4) 業務用全自動洗米機（1台）
（型式）R M－302C21 コニカミノルタ
- (5) ガステーブル（1台）
（型式）F G T R15－75A （株）フジマック
- (6) ガスフライヤー（2台）
（型式）F G F21N A75 （株）フジマック
- (7) 食器洗浄機（1台）
（型式）F A D151A L E （株）フジマック

6 保守点検業務内容

以下の業務内容を実施する（詳細は、定期点検保守作業表による。）。

	品 名	主 な 業 務 内 容
1	ガススチームコンベクションオーブン	・ 燃焼部等の点検 ・ 各部品の点検 ・ 浄軟水器カートリッジ交換
2	ガス煮炊釜回転式	・ バーナー分解清掃調整 ・ 各部品の点検

	品 名	主 な 業 務 内 容
3	ガス自動炊飯器	・ バーナー分解清掃 ・ 各部品の点検
4	業務用全自動洗米機	・ 排水ポンプ分解清掃 ・ 各部品の点検
5	ガステーブル	・ 各部品の清掃作業
6	ガスフライヤー	・ 炎筒・バーナー清掃作業 ・ 各部品の点検
7	食器洗浄機	・ 清掃作業 ・ 各部品の点検

7 保守点検回数

履行期間内に1回実施すること。

8 業務完了報告

- (1) 業務が完了したときは、受託者は作業完了報告書及び作業記録写真を速やかに提出し、受託者の検査を受けるものとする。
- (2) 厨房設備等の欠陥・故障を発見したときは、直ちに報告するものとする。

9 代金の請求及び支払い

- (1) 受託者は、検査終了後、適法な請求書の提出により代金の請求をするものとする。
- (2) 委託者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

10 作業実施時の注意事項

- (1) 集団給食施設における食中毒を防止するため、非汚染作業区域（厨房）への立入りは、必ず流水・石鹼による手洗いを行い、専用の履き物、外衣を準備して着替え後入室すること。
- (2) 作業当日は体調に留意し、健康な状態で作業を行うこと。

11 その他

- (1) 作業の日程については、事前に学校管理者と打合せの上実施すること。
- (2) 作業に当たっては安全対策を十分に施し、複数の作業員で作業を行うこと。
- (3) 学校運営等に支障が生じないように留意し業務を行うこと。
- (4) 受託者の責めに帰すべき事由により、委託者の建造物、器物等を滅失若しくは毀損したとき、又は委託者に損害を与えたときは、受託者の負担

において、現状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- (5) この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、担当者と協議の上、決定すること。